

02.23

共同して手続をする場合において手続をする者のうち一部の者にのみ代理人がある場合の取扱い

共同出願人の場合等手続をする者が複数であって、そのうち一部の者のみが代理人を選任している場合、当該代理人は選任を受けていない他の者の代理人として手続をすることは認められない。

したがって、一部の者のみによって選任された代理人と代理人を選任していない者とが共同で手続をする場合は、双方の手続の意思確認を必要とする。

(改訂平成23・11)